

# 岩手大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

平成26年1月29日  
情報セキュリティ委員会 制定  
平成27年7月1日  
情報化推進委員会 改正

## 1. 目的

広範囲かつリアルタイムでのコミュニケーションの実現が可能であり、運用が容易であるソーシャルメディアサービスは、その利便性により、普及が進んでいます。容易に情報を発信し、また数多くの情報を受信できるという利点がある一方で、情報の漏えい、またソーシャルメディア上の発言・振る舞いが発信者の意図しない問題に発展し多大な影響を被ることがあるなど、様々なリスクが潜んでいます。

本ガイドラインは、業務またはプライベートにかかわらず、上記のようなリスクを軽減し、国立大学法人岩手大学（以下本学）の構成員が効果的かつ安全にソーシャルメディアを利用するために必要な事項を定めることを目的としています。

## 2. 定義

### ・ソーシャルメディア

インターネットやウェブ上において個人あるいは団体の情報発信をもとに、バーチャルコミュニティ上で情報を共有し、コミュニケーションを行うことが可能なメディアをいいます。

（例：Facebook、Twitter、LINE、mixi、ブログ、Youtube など）

ただし、本ガイドラインで定めるソーシャルメディアとは、技術革新に伴い新たに生み出された同種のメディアを含みます。

### ・本ガイドラインを遵守すべき「構成員」

本学の学生（研究生その他本学において修学するすべての者を含む）、役員、教職員及び本学が業務を委託した者をいいます。

## 3. 利用にあたっての基本原則

- （1） 本学を代表したイメージで受け取られる可能性があることを十分に自覚して、責任をもって利用してください。大学名を明らかにしていない場合でも、過去の発言内容やIPアドレスから発信者を特定できることがあります。

なお、本学の構成員であることを明示した上で、本学に関連する内容について個人的な意見・見解を発信する際には、本学を代表する発信と受け取られることのないよう十分に注意してください。

- （2） 各種法令を遵守してください。特に、基本的人権、著作権、肖像権、商標権、プライバシー権等を侵害しないよう注意してください。

また、それぞれの利用規約や文化等を十分に理解した上で利用しましょう。

- (3) 一度発信した情報は、完全に削除することができません。第三者により保存・アーカイブ化され、半永久的に照会されるおそれがあります。情報の公開範囲について十分に検討し、軽率な発信はしないように努めましょう。
- (4) 意図的か否かにかかわらず虚偽や不確かな情報を発信することは、発信者のみならず本学ならびに本学構成員の名誉と信頼を損なうことがあります。伝聞や推測に基づく不確かな情報ではなく、正確な情報を発信するよう努めてください。誤った情報を発信してしまったときは、誤りを認め、速やかに訂正をしましょう。
- (5) 次に挙げるような情報は、発信してはいけません。
- 法令等に違反している、又は違反するおそれがある情報
  - 公序良俗に反する、又はそのおそれがある情報
  - 人権及びプライバシーを侵害する情報
  - 差別、又は差別を助長させる情報
  - わいせつな表現、犯罪行為を誘発する表現等を含む不適切な情報
  - 機密情報、守秘義務が課せられている情報
  - 虚偽や事実と異なる情報
  - 各ソーシャルメディアの利用規約に反する情報
- (6) 多様な価値観があることを認識し、異なる意見や考え、生き方を互いに尊重する姿勢を持ちましょう。
- また、使用環境や本人の意向により、サービスを利用できない人がいることに配慮しましょう。

#### 4. 運用ポリシーの明示

役員、教職員、及び本学が業務を委託した者において、個人ではなく本学の組織等でアカウントを運用する場合は、運用ポリシーを策定し、明示してください。サービスや機能が追加もしくは削除された際には、運用ポリシーの見直しを行い、必要に応じて修正してください。

#### 5. 情報化推進委員会への届け出

本学の組織等が利用するソーシャルネットワークサービスは、情報化推進委員会が別途定める手順により、届け出を行ってください。